

#### 4. 駅夜間戸閉め業務委託仕様書

車両基地における警備、清掃及び駅安全確認業務委託のうち、駅夜間戸閉め業務委託の履行については、この仕様書の定めによる。

##### I 業務概要

1 履行場所：駅（指定された巡回コースによる）

2 業務仕様

- (1) 本仕様書、関係法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書その他関係書類に定めがない事項については、発注者の指示に従うこと。

3 対象業務

(1) 戸閉め業務の範囲

業務の範囲は、原則として次の指定された巡回コースによる。

##### 【巡回コース】

A コース：千葉駅⇒栄町駅⇒市役所前駅⇒県庁前駅⇒葭川公園駅⇒千葉公園駅

B コース：作草部駅⇒天台駅⇒穴川駅⇒スポーツセンター駅⇒みつわ台駅⇒  
桜木駅⇒小倉台駅⇒千城台北駅

なお、点検等により巡回コースが変更になるときには、都度、発注者からの指示によるものとする。

(2) 業務に従事する者（以下「作業員」という。）の勤務時間

2名体制とする。

全日（365日）

A コース 23時45分から1時45分まで（2時間）

B コース 23時50分から1時50分まで（2時間）

(3) 業務内容

##### 【安全の確保】

ア 千葉駅

(ア) ペデ階において終電乗車旅客及び降車旅客を確認し、その状況を無線機で駅務員に連絡する。

(イ) エスカレーター（地上～ペデ階～コンコース階）及びエレベーター（地上～コンコース階）の停止、安全確認。

(ウ) シャッター（地上階階段側・エスカレーター側）を閉める。

イ 千葉駅以外の駅

(ア) 終電発車後の駅構内（コンコース、ホーム、トイレ、エレベーター庫内等）を見回り、異常の有無を確認し、異常が見受けられた際は、運輸指令へ報告する。

a 扉の施錠確認

b 人がいないことの確認

c 走行面に障害物がないことの確認

ただし、スポーツセンター駅及び動物公園駅においては、以下の作業を追加する。

d スポーツセンター駅においては、球場側エレベーターについて、庫内を確認し安全が確保出来たら、専用の鍵を用いエレベーターの電源を切る。

e 動物公園駅においては、改札外に設置されている2か所のエレベーターの庫内を確認し、安全が確保されたうえで、エレベーターの停止を確認する。

【電気関係】

ウ 千葉駅以外の駅

照明、電照広告及び電気掲示類の電源を切る。

(注) 電源盤（ON：赤、OFF：緑）は押すと切り替わり全て「緑」にする。

【駅の施錠】

エ 千葉駅以外の駅

安全の確保及び電気関係の業務が完了したら、シャッター、くぐり戸を閉め、施錠する。

【その他】

オ 業務開始時

A コース： 23時45分までに千葉駅に入り、本日の業務内容について駅務員より指示を受け、業務開始準備を行う。

千葉駅業務終了後、異常が見られなければ、無線機で駅務員に千葉駅での業務終了の連絡をする。

その後、栄町駅に移動し、運輸指令に連絡をしてから、引き続き戸閉め業務を開始する。

B コース： 0時までには作草部駅に入り、0時09分（下り）下りホームにて終電の発車を確認の後、運輸指令に業務開始の連絡をする。

カ 業務終了（千葉公園駅および千城台北駅）時は、運輸指令に業務終了の連絡をする。

#### (4) 業務報告

ア 毎日の作業の実施内容について、「業務日誌」を作成し、月毎に取りまとめ、翌月初に千葉駅へ提出、確認を受けること。

イ 業務中、異常又は事故等を発見した場合は、その都度、必要に応じて運輸指令及び千葉駅へ報告し、また業務終了後、報告書を提出すること。

ウ 業務の実施状況について発注者が報告を求めた場合は、何時でも報告をしなければならない。

#### 4 作業員の資格等

(1) 作業員は、警備業法上の要件を満たす者とする。

(2) 配置する作業員について、氏名、検定資格の有無等を記載した「作業員名簿」を作成し、事前に総務課へ提出すること。なお、変更が発生した場合も同様とする。

(3) 作業員のうち1名を「作業責任者」として選任し、会社へ届け出ること。

(4) 作業員のうち1名は「施設警備検定2級」以上を所持する者とする。

(5) 作業員のうち1名は「救命講習修了者（上級救命）」を所持する者とする。

(6) 作業員は、施設警備経験年数5年以上の者とする。

#### 5 経費の負担

##### (1) 発注者負担

ア 業務遂行に必要な作業員が着用する発注者指定の腕章

##### (2) 受注者負担

ア 業務遂行に必要な作業員の制服・制帽・名札及びその他消耗品（事務用品等）

イ 作業報告に必要とされる携帯電話及び通信料

ウ 駅間移動に必要とされる移動手段の確保

#### 6 委託料の支払等

委託料の支払いについては、発注者と受注者との協議により決定し、契約書に記載する。

#### 7 留意事項

(1) 本業務委託の履行にあたっては、警備業法等関係法令を遵守し、本仕様書等に定められた項目を誠実に履行すること。

また、作業員への賃金の支払いや労働条件についても、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の遵守について、発注者から関係書類等の提出を求

められた場合は直ちに提出すること。

- (2) 配置する作業員に対し、作業に必要な服装（制服・制帽・名札）を着用させること。
- (3) 業務中は、旅客、本社員に対し適切な言葉遣い、態度を心がけること。
- (4) 使用する鍵に関しては、慎重に取り扱うこと。